

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の解説

【初版 令和4年4月1日】

【第2版 令和5年7月28日】

凡例

「条例」：天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(令和4年3月17日条例第13号)

「規則」：天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(令和4年3月17日規則第1号)

目次

1. 制定の目的	2
2. 関係者の責務	2
(1) 事業者の責務	
(2) 土地所有者等の責務	
(3) 市の責務	
(4) 市民の責務	
3. 適用範囲	2
4. ゾーニングによる立地上の規制	3
(1) 事業禁止区域	
(2) 抑制区域	
5. 手続き等	4
(1) 事前協議	
(2) 説明会の実施	
(3) 開始時等の届出	
(4) 事業終了時の届出等	
6. その他	6
(1) 報告の徴収・立入検査	
(2) 命令	
(3) 勧告	
(4) 指導・助言	
(5) 公表・報告	
7. 附則	6
8. 資料	7
9. 施行規則様式の記入例	8

【天理市 環境政策課】

1. 制定の目的【条例第1条】

太陽光発電設備の設置により自然環境、生活環境及び景観等に及ぼす影響並びに災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることで、事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、もって本市の良好な環境の保全及び災害の防止に寄与する。

「事業」：太陽光発電設備を設置して発電を行う事業で、当該設備の設置に伴う木竹の伐採並びに切土、盛土及び埋立て等の造成工事を含む【条例第2条第2号】。

2. 関係者の責務

(1) 事業者の責務【条例第3条】

- ① 事業の実施に当たり、この条例、関係法令、各種のガイドライン等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、自然環境、生活環境及び景観等の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持しなければならないこと。
- ② 事業の実施に係る苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たらなければならないこと。

※「事業者」：事業を実施する者（契約により事業の実施を請け負う者を含む）及びその地位を承継した者【条例第2条第4号】。

※「各種のガイドライン」…主なガイドライン・手引き等は「8. 資料」に掲載。

(2) 土地所有者等の責務【条例第4条】

- ① 事業により自然環境、生活環境及び景観等を害することがないように当該土地を適正に管理しなければならないこと。
- ② 事業者と連帯して、事業の責務を負わなければならないこと。
- ③ 自然環境、生活環境及び景観等を害するおそれのある事業を行う事業者に対して、土地を提供することのないよう努めなければならないこと。

※「土地所有者等」：事業区域の土地所有権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者【条例第2条第5号】。

(3) 市の責務【条例第5条】

条例の目的を達成するため、必要な措置を実施すること。

(4) 市民の責務【条例第6条】

条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

3. 適用範囲（対象）【条例第7条、第2条第1号】

発電出力が10kw以上の太陽光発電設備。既設分については、増改設後に10kw以上になる場合、事業区域の面積が20パーセント以上増加する場合に適用。ただし、建築物の屋根等に設置するものを除く。

4. ゾーニングによる立地上の規制

(1) **事業禁止区域**【条例第8条】

災害防止の観点から、太陽光発電設備の設置ができない区域

- ① 砂防法の「砂防指定地」
- ② 森林法の「保安林」
- ③ 地すべり等防止法の「地すべり防止区域」
- ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の「急傾斜地崩壊危険区域」
- ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の「土砂災害特別警戒区域」

(2) **抑制区域**【条例第9条、規則第4条】

次の事由により太陽光発電設備の設置が望ましくないために、事業者に対し、事業を実施しないよう協力を求める区域

- ① 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある区域
 - (ア) 宅地造成工事規制区域
 - (イ) 河川区域、河川保全区域
 - (ウ) 土砂災害警戒区域
 - ② 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域
 - (エ) 国定公園の区域
 - (オ) 景観保全地区の区域
 - (カ) 風致地区の区域
 - (キ) 重点景観形成区域（第1種特定区域）
 - ③ 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
 - (ク) 歴史的風土保存区域
 - (ケ) 史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地、周知の埋蔵文化財包蔵地
 - (コ) 奈良県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
 - (サ) 天理市指定文化財のうち記念物が所在する区域及びその近接する土地
 - ④ 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される区域
 - (シ) 農用地区域
 - (ス) 第1種農地
 - (セ) 甲種農地
- ※ 営農型の太陽光発電設備の設置は除く
- ⑤ 豊かな自然環境が保たれ、地域の貴重な資源として認められる区域
 - (ソ) 鳥獣保護区の区域

5. 手続き等

(1) **事前協議**【条例第10条、規則第5条】

1) 事業者は、届出に先立ち、申請書と設置の場所、面積、工事期間等を記した資料等を提出して市と協議を行い、市側はこれに対して個別の指導・助言を行う。

- ① 事前協議申請書【規則様式第1号】
- ② 事業者を証明する書類（個人は住民票、法人は登記事項証明書）
- ③ FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）第9条第3項の認定を受けた場合は、その事業計画等の写し
- ④ 位置図
- ⑤ 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- ⑥ 事業区域の土地の登記事項証明書
- ⑦ 事業区域調書（権利者一覧表）【規則様式第2号】
- ⑧ 現況図（平面図及び縦横断面図）
- ⑨ 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
- ⑩ 土地利用計画図（平面図及び縦横断面図）
- ⑪ 工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図）
- ⑫ 造成計画図（平面図及び縦横断面図）
- ⑬ 排水計画図（平面図）
- ⑭ 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）
- ⑮ その他市長が必要と認める書類

2) 事前協議が整った時には、市から事業者に事前協議済書を交付する【規則様式第3号】。

(2) **説明会**の実施

事前協議が整ったときは、事業者は、市と事前協議を行った内容を踏まえた具体的な事業計画について、地域住民等に対する説明会を開催しなければならない【条例第12条】。

1) **標識の設置**【条例第11条、規則様式第4号】

事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、説明会の14日以上前から説明会を行う日まで、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2) **説明会の対象者**：「地域住民等」【条例第2条第6号、規則第3条】

- ① 事業区域から100メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者及び占有者

- ② 事業の実施により生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認められる次の者
 - 地縁による団体等
 - 農林業その他の産業を営む者で組織する団体
 - 事業区域の境界から 100 メートルを超えるが、事業の実施により影響を受けることが懸念されると認められる者
 - 3) 説明会の内容【条例第 12 条第 2 項、規則様式第 6 号】

以下の事項は、必ず内容に含めなければならない。

 - ① 事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等の保全に関する事項
 - ② 災害発生の防止に関する事項
 - ③ 構造の安全性に関する事項
 - ④ 事業期間中の安全管理に関する事項
 - ⑤ 事業終了後の措置に関する事項

※ 説明会の留意事項としては、別紙『住民説明会のためのガイドライン』を参照
 - 4) 説明会の開催場所等【規則第 7 条】
 - ① 公民館、集会所その他の地域住民等が参加しやすい場所で開催すること。
 - ② 多数の参加が見込まれる日時に開催すること。
 - ③ 必ず 1 回以上開催し、地域住民等から開催の要望があった場合は、これに応じること。
 - ④ 説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
 - ⑤ 事業の計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法により地域住民等に丁寧に説明を行うこと。
 - ⑥ 説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明を行うこと。
- (3) 事業者による**開始時等の届出**【条例第 13 条、規則第 8 条】
- 1) 事業者は、事業着工の 60 日前までに届出を行う。
 - ① 事業届出書【規則様式第 5 号】
 - ② 説明会実施状況報告書【規則様式第 6 号】
 - ③ 誓約書【規則様式第 7 号】
 - ④ 事前協議申請書の添付書類で内容に変更がある場合は変更後の書類
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類
 - 2) 変更の届出も行う【規則様式第 8 号】。
 - 3) 事業者の地位を承継した者は、承継した旨の届出が必要【規則様式第 9 号】。添付資料については、後述の記載例のように、誓約書や承継先事業者の法人登記簿、売買契約書等を添付すること。

(4) 事業者による**事業終了時の届出等**【条例第 14 条、規則第 10 条】

- 1) 事業者は、事業終了時の届出後、速やかに太陽光発電設備の撤去し、法令に従った処分を行う。
- 2) 事業者には撤去費用の確保を義務付けるとともに、市は、積立て等の状況を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

6. その他

(1) 報告の徴収・立入検査【条例第 15 条、16 条】

条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告又は資料の提出を求め、市職員が事業区域等に立入検査を行える。

(2) 命令【条例第 17 条】

事業禁止区域で事業を実施したときや勧告に従わない場合、事業者に対し、事業の停止や是正の命令を行う。

(3) 勧告【条例第 18 条】

未届、虚偽の報告、事業終了後の不適正な措置、報告の徴収や立入検査の拒否、指導に従わない等の場合は、事業者に対し、勧告を行う。

(4) 指導・助言【条例第 19 条】

事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な指導、助言を行うことができる。

(5) 公表・報告【条例第 20 条、21 条】

命令に従わない場合は、事業者名等を公表し、国・県に報告する。

7. 附則

(1) 施行日：令和 4 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

既設事業者についても、太陽光発電設備の発電出力を 10 k w 以上に増加する場合、又は事業区域を 20 パーセント以上増加する場合（面積増加後の発電出力が 10 k w 未満の場合は除く。）は、この条例が適用される。

8. 資料

(1) 太陽光発電設備に関する主なガイドライン・手引き等

- ① 『事業計画策定ガイドライン』（経済産業省 資源エネルギー庁）
- ② 『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』（環境省）
- ③ 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室）
- ④ 『農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き』（農林水産省農村振興局）
- ⑤ 各種の『太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン』（NEDO）
- ⑥ この他、日本産業規格や業界団体において、自主的に策定されている各種のガイドライン、規格及び安全関連情報も多くあるので、随時参照願いたい。

例 『太陽光発電システム 保守点検ガイドライン』（一般社団法人・日本電機工業会、一般社団法人・太陽光発電協会）

『太陽光発電事業の評価ガイド』（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会）

(2) 『天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例における住民説明会のためのガイドライン』

9. 記入例

様式第1号（第5条関係）

令和〇年 〇月 〇〇日

天理市長 様

住所 奈良市〇〇町△△番地

氏名 株式会社 □□

代表取締役 △△△△

電話番号 0742-63-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事前協議申請書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり協議を申請します。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地及び面積 天理市 〇〇町■■■ 番 ほか2筆
合計面積 800 m² (☑公簿・□実測)
- 3 発電出力 〇〇 kW
- 4 事業予定期間 令和5年 12月 1日から 20年間
- 5 設置工事
(1) 着手予定日 令和 5年 12月 1日から
(2) 完了予定日 令和 6年 1月 31日まで
- 6 連絡先
所在地：〇〇町××番
担当者氏名：天理営業所 総務課 〇〇△△
電話番号：0743-〇〇-〇〇〇〇

7 添付書類

- (1) 事業者を証明する書類（個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書）
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し
- (3) 位置図
- (4) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (5) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (6) 事業区域調書（権利者一覧表）（様式第5号）
- (7) 現況図（平面図及び縦横断図）
- (8) 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
- (9) 土地利用計画図（平面図及び縦横断図）
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図）
- (11) 造成計画図（平面図及び縦横断図）
- (12) 排水計画図（平面図）
- (13) 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）
- (14) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業区域調書（権利者一覧表）

所在及び地番	地目	地積	権利種別	権利者		摘要
				氏名	住所	
〇〇町■番	田	550 m ²	所有	〇〇 〇〇 他2名	奈良市〇〇町23	権利者複数
〇〇町●▲番	雑種地	150 m ²	所有	〇〇 ○	天理市〇〇町43	
〇〇町▲▲番	畑	100 m ²	使用 貸借	〇〇 〇〇	天理市〇〇町53	

- 1 権利種別欄は、所有権、抵当権等の権利の種類を記入してください。
- 2 地目欄及び地積欄は、登記簿上の地目及び公簿面積を記入してください。現況地目及び実測面積が登記簿と一致しない場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

第 1 号
令和〇年 〇月 〇〇日

株式会社 □□ 様

天理市長 〇〇 〇 ⑩

事 前 協 議 済 書

令和〇年 〇月 〇〇日付けで事前協議の申請があった下記の事業について、天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、事前協議が整ったので通知します。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市〇〇町■■■番 ほか2筆
- 3 事業区域の面積 合計面積 800 m² (公簿・実測)

様式第4号（第6条関係）

太陽光発電設備設置計画のお知らせ	
事業名	天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
着工予定日	令和5年12月1日 (令和5年9月20日に説明会を〇〇町公民館で実施予定)
完了予定日	令和6年1月31日
事業区域の所在地	天理市〇〇町■■■番地 ほか2筆
事業区域面積	800㎡
発電出力	〇〇kw
事業者	奈良市〇〇町20番地 株式会社 □□ 代表取締役△△△△ 0743-63-〇〇〇〇
設計者	奈良市〇〇町30番地 株式会社 △△ 代表取締役▽▽▽▽ 0742-62-〇〇〇〇
工事施工者	奈良市〇〇町40番地 株式会社 ○○ 代表取締役●●●● 0742-62-〇〇〇〇
(土地利用計画図)	
この標識は、天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の規定により設置したものです。	
令和5年 6月 10日設置	

令和5年 8月 〇〇日

天理市長 様

住所 奈良市〇〇町△△番地

氏名 株式会社 □□

代表取締役 △△△△

電話番号 0742-63-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事業届出書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、事業の実施について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地及び面積 天理市 〇〇町■■■ 番 ほか2筆
合計面積 800 m² (公簿・実測)
- 3 発電出力 〇〇 kW
- 4 事業期間 令和5年 12月 1日から 20年間
- 5 説明会実施日 令和5年 7月 1日
- 6 事業の概要
 - (1) 設置工事に関する計画
 - ア 着手予定日 令和5年 12月 1日から
 - イ 完了予定日 令和6年 1月 31日まで
 - ウ 設計者 住 所 奈良市〇〇町30番地
氏 名 株式会社 △△ 代表取締役 ▽▽▽▽
電話番号 0742-63-〇〇〇〇
 - エ 工事施工者 住 所 奈良市〇〇町40番地
氏 名 株式会社 〇〇 代表取締役 ●●●●
電話番号 0742-62-〇〇〇〇
- 7 事業禁止区域・抑制区域の確認
 - (1) 事業禁止区域 該当あり（条例第8条第1項第 号に該当）
該当なし
 - (2) 抑制区域 該当あり（規則第4条第1項第 8 号に該当）
該当なし

8 関係法令等の手続状況

関係法令等による許可、認可、届出等の状況

令和5年5月1日付で、宅地造成等規制法第8条第1項に基づく許可を取得済み

9 添付書類

(1) 説明会実施状況報告書(様式第6号)

(2) 誓約書(様式第7号)

(3) その他市長が必要と認める書類

※ ただし、事前協議申請書(様式第1号)の添付書類として既に提出されている書類で内容に変更がある場合は、本届出書に添付して提出するものとする。

令和〇年 〇月 〇〇日

天理市長 様

住所 奈良市〇〇町△△番地

氏名 株式会社 □□

代表取締役 △△△△

電話番号 0742-63-〇〇〇〇

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

説明会実施状況報告書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により、説明会を開催したので、下記のとおり実施状況を報告します。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■ ■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市 〇〇町■ ■ 番 ほか2筆
- 3 説明会の実施状況
 - (1) 開催日時 令和5年7月1日（13時00分～15時00分）
 - (2) 開催場所 〇〇町公民館
 - (3) 説明会の参加人数 地域住民等 20人 説明者 3人
 - (4) 説明内容

ア 事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等の保全に関する事項

- ・樹木の伐採は、施設の設置に必要な最低限の範囲とする。
- ・住宅地近辺の境界部分に植栽を施し、周辺住宅地から景観上の遮蔽措置を行う。
- ・稼働する機械の音、熱風が近隣住民の迷惑にならないよう配慮する。
- ・太陽光発電設備の反射光の範囲を確認し、住宅方向については、植栽にて対応する。

イ 災害発生防止に関する事項

（排水設備の整備、傾斜地での安全対策等）

- ・地表水等が滞留せず、排水設備まで流下できるよう勾配をつける。
- ・工事中の土砂の流出等に配慮し、雨季を避けた工程とする。
- ・傾斜地においては、斜面勾配を緩くする。

ウ 構造の安全性に関する事項

- ・排水管はコンクリート製で耐久性を確認済。
- ・土台などには、劣化や腐食等の生じにくい加工を施した鋼材を使用する。

エ 事業期間中の安全管理に関する事項

- ・建設工事中は、工事車両等の安全確保のために出入口等に警備員を置く。
- ・事故発生時には直ちに市に報告する。

オ 事業終了後の措置に関する事項

- ・毎年度、定期的に維持管理に係る費用等の定期報告を市に提出する。
- ・終了後の工作物については、廃棄物処理法その他の関係法令等に従い、適切に処理する。

(5) 質問・意見・要望とその対応

- ・設備完成後の再説明希望→再説明を実施、日程については別途決定する

(6) その他特記事項

相談先を地域住民等に連絡した

4 添付書類

- (1)説明会の出席者名簿
- (2)説明会の配布資料
- (3)説明会の議事録
- (4)市長が必要と認める書類

令和5年 8月 10日

天理市長 様

住所 奈良市〇〇町△△番地
氏名 株式会社 □□ 印
代表取締役 △△△△
電話番号 0742-63-〇〇〇〇
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

誓約書

私は、天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則その他の関係法令等を遵守し、下記の事項に配慮することを誓い、地域住民等との間に生活環境の保全の問題が生じた場合には、責任をもって解決することを誓約します。

記

- 1 事業区域の住民等の理解を得るとともに、自然環境及び生活環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持します。
- 2 太陽光発電設備の設置及び管理に関し、設置工事中も含め、苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たります。
- 3 太陽光発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合は、この誓約条項を相手方に責任をもって承継させます。
- 4 天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行に必要な限度において、事業の状況等について報告を求められた場合には、直ちに報告します。

令和5年 8月 20日

天理市長 様

住所 奈良市〇〇町△△番地
氏名 株式会社 □□
代表取締役 △△△△
電話番号 0742-63-〇〇〇〇

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

事業変更届出書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、事業の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市 〇〇町■■■番 ほか2筆
- 3 事業届出日 令和5年 8月 10日
- 4 事業変更の内容

変更前	変更後
設置工事 完了予定日 令和5年10月31日	設置工事 完了予定日 令和5年11月30日

- 5 事業変更の理由

令和5年8月16日に発生した台風2号の影響で、資材搬入道路の一部でがけ崩れが発生し、資材搬入計画に大幅な遅れが生じるため、事業完了予定日を変更します。

- 6 添付書類

市長が必要と認める書類

令和5年 8月 20日

天理市長 様

住所 天理市〇〇町〇〇番地

氏名 株式会社 〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 0743-63-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

事業承継届出書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第3項の規定により、事業者の地位の承継について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名
天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地
天理市〇〇町■■■番地
- 3 継承前の事業者の住所及び氏名
住所 奈良市〇〇町△△番地
氏名 株式会社 □□
代表取締役 △△△△
- 4 承継年月日
令和〇年〇月〇日

5 承継の理由

(例) 譲受(売買等) 相続 法人の合併分割 等

6 廃棄等費用の確保の方法

(例) 現口座を引き継ぐ/新口座に積み立て/積み立て口座の情報 等

7 連絡先

所在 天理市 ○○町△△番地

担当者 ○○○○

電話番号 0743-63-○○○○

8 お客様相談先(連絡先とは別に相談先がある場合に記入してください)

所在 天理市 ○町■番地

担当者 ○○△△

電話番号 0743-63-△△△△

9 添付資料

その他市長が必要と認める書類

(例) 誓約書(様式第7号)、承継先事業者の法人登記簿(個人の場合は住民票)、承継先事業者が資力があることを証する書類(残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等)、事業承継元から承継先への売買の事実が確認できる書類(売買契約書等) 等

令和 20 年 11 月 1 日

天理市長 様

住所 奈良市〇〇町△△番地

氏名 株式会社 □□

代表取締役 △△△△

電話番号 0742-63-〇〇〇〇

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

事業終了届出書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、事業の終了について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■ ■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市 〇〇町■ ■ 番 ほか 2 筆
- 3 事業届出日 令和 5 年 8 月 10 日
- 4 事業終了日 令和 20 年 11 月 30 日
- 5 事業終了の理由 太陽光発電設備の劣化による撤収のため
- 6 撤去及び廃棄処分に関する計画の概要
 - (1) 撤去予定時期及び撤去事業者
令和 20 年 12 月 5 日～令和 20 年 12 月 26 日
事業者名 天理市〇〇町△△番地 株式会社▲▲ 代表取締役 ▽▽▽▽
 - (2) 廃棄処分予定時期及び廃棄処分事業者
(1) に同じ
 - (3) 撤去及び廃棄処分に係る費用
〇〇〇万円
(当該太陽光発電設備の廃止時点の調達価格に発電出力を乗じたもの)
- 7 添付書類
市長が必要と認める書類

(第 1 面)

第 1 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	主任主事
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
令和 4 年 7 月 1 日交付 令和 9 年 3 月 3 1 日限り有効	
天理市長 〇〇 〇 <input type="checkbox"/>	
写真	

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無
天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 16 条第 2 項	○

株式会社 □□
代表取締役 △△△△ 様

天理市長 印

命令書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 17 条の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第 20 条第 1 項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することがあります。

記

- 1 事業名 天理市○○町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市 ○○町■■■ 番 ほか 2 筆
- 3 命令事項【措置の期限 令和 6 年 10 月 31 日】
当該事業の太陽光発電設備の除却

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

令和 6 年 9 月 1 日

株式会社 □□
代表取締役 △△△△ 様

天理市長 印

勧告書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 18 条の規定により、
下記のとおり勧告します。

記

- 1 事業名 天理市○○町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市 ○○町■■■番 ほか 2 筆
- 3 勧告事項【措置の期限 令和 6 年 9 月 30 日】
天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に係る届出

株式会社 □□
代表取締役 △△△△ 様

天理市長 印

指導書

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 19 条の規定により、
下記のとおり指導します。

記

- 1 事業名 天理市〇〇町■■■太陽光発電事業
- 2 事業区域の所在地 天理市 〇〇町■■■番 ほか 2 筆
- 3 指導事項【措置の期限：令和 6 年 8 月 3 1 日】
災害により破損し、飛散した太陽光発電設備の除却